

公益財団法人イヨボヤの里開発公社役員報酬規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社定款第15条及び第29条に基づき、評議員及び役員の報酬の支給について定めることを目的とする。

(評議員及び役員の報酬)

第2条 評議員及び役員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支払い)

第3条 評議員及び役員は、監査、評議員会及び理事会に出席した場合、1回につき1,000円の費用弁償を支払うことができる。

(雑 則)

第4条 この規則に定めのない事項は、関係法令や定款の定めによるほか、理事会の決議により定める。

附 則

この規程は、公益財団法人設立の登記の日から施行する。